

小井土 哲雄 議員



問 中学校入学時に制服を購入するようになり4年目となるが、制服着用度が非常に少ないと聞く。

保護者に大きな費用的負担がある中、制服の本来の意味を成しているか疑問を感じる。そこで中学校では制服の意義をどのように捉えているかを問う。

登下校は制服が原則

教育次長

中学校の制服は、平成23年度の新校舎の開校にあわせて学校とPTA、生徒会が話し合いを重ねて新生御代田中学校にふさわしい始まりとして、ブレザーを導入した。

制服を着る機会として、入学式、卒業式や始業式、終業式などの儀式と文化祭、対面式や修学旅行等の行事、生徒集会、全体集会とテスト期間中に着用している。昨年度は年間30回程度の

着用であった。

今年度からは生徒会と学校が協議し、新たな取り組みとしてテストがある週は制服登下校週間と定めて5月から始めている。

教育長

制服着用週間が終り、次の日制服を着ないでシャワーで部活に所属してない2人の女の子に「制服似合ったよ、制服着たらどうだい」と言ったが、「いいんです」という感じで、制服のほうに気持ちは向かなかった。

自分自身がほかの子どもと合わせたい気持ちではなく、自分自身をアピールできるような子どもに育てていかなければいけないと思う。



式典の様子

市村 千恵子 議員



問 大幅な制度改正がされた第6期介護保険制度がスタートした。施設入所が要介護3以上や要支援1・2が介護給付からはすされ、地域支援事業に移行された。介護認定も厳しくなり、8月には利用料が1割から2割になる人もいる。負担感が増し、サービスの利用控えも予想されるが町の対応は、また負担軽減のため障害者控除対象を要介護1・2まで拡大の考えは、

保健福祉課長

サービスを利用する要介護者が増が見込まれることから、一定所得のある方は8月1日より利用料が2割となる。

負担が2倍になるのではなく、上限があり超えた分は高額介護サービス費が支給されるので、利用控えなどの心配はないと考えてい

る。

障害者控除は、障害者手帳取得者のほか、準ずるものとして障害者控除対象者認定を市町村長に申請し、認定された方も適用となる。認定基準は、各市町村に任されており、当町では要介護3以上で、国が示した2つの日常生活自立度で判定している。

要介護度は、障害の程度ではなく、介護の手間をはかる指標である。寝たきり度と認知度を主な判定基準とするのが妥当と思われるため、今後内容について検討していきたい。現在の対象者が非該当になることはない。

障害者控除対象者の認定基準

区分	障害事由	認定基準
障害者	① 知的障害者(軽度・中度)に準ずる者	要介護度3 認知度ランクⅡb以上
	③ 身体障害者(3級~6級)に準ずる者	要介護度3 寝たきり度ランクA2以上
特別障害者	① 知的障害者(重度)に準ずる者又は、精神上の障害により事理を弁別する能力を欠く状況にある者	要介護度4・5 認知度ランクⅢb以上
	③ 身体障害者(1級・2級)に準ずる者	要介護度4・5 寝たきり度ランクB2以上
	⑥ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者(寝たきり老人)に準ずる者	寝たきり度ランクC1以上 6ヶ月以上臥床している

仁科 英一 議員



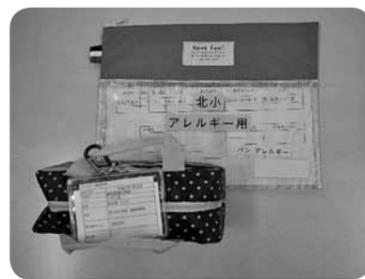
問 本年(7月27日)4月より、学校給食において食物アレルギー対策のため体制強化が図られたとのことである。そこでどのように強化されたかを問う。

また対象者が一目で確認できるリストも教職員全員で共有している。

栄養教諭と担当者が代替食の個人カードを一緒に作成もしている。

3、事故発生の場合、調理場は報告を受け原因究明対応、食材の見直し等行い防止を図る。

アドレナリン自己注射薬を本人と学校で保管している。追跡調査の資料として成分表示表は5年間、検査は2週間保管している。



情報カードと配食バッグ

専任職員を配置し万全を図っている

学校給食のアレルギー対策は

人事案件

副町長に渡辺 晴雄氏を同意



上田市出身58歳
任期は平成27年6月16日から平成31年6月15日までの4年間

副町長専任にあたるは以下のとおり、賛成討論がありました。(要旨掲載) 御代田町にとって副町長の選任は喫緊の重要課題であると考えておりました。副町長不在については、職員の皆さんだけでなく、議会議員としても深く心配していたことであり、不在解消を心待ちにしておりました。

このことは、町長も十分に認識されており、町長再任後、いろいろな手を尽くされ今回の議案の運びとなったと拝察いたします。

一方、町長のこれまでの議会への対応等について、私個人の意見としてはなく議会議員全員の総意として、一言苦言を呈したいと思っております。

町行政を進めていく上で、信頼関係の構築は最も重要で大切なことでもあります。議論や審議を通じ、ときには対峙する町長、議会の関係においても同様です。町長が口にされる「議会の協力を」ということも、これなくして成立しないと考えます。

今回の人事案件にしても、また、これまでの重要案件にしても、これを逸脱した行動で、決めてから「なってしまう」と言わざるを得ないことがたびたびありました。

にはあまりにも配慮を欠いていると言わざるを得ないことがたびたびありました。毎回指摘されるたび陳謝の繰り返しでは、人は理解や納得ができません。したがって、今後は、町長と議会の相互の代表制を尊重し、車の両輪のように町の意思決定にかかわる共同責任を負うといった二元代表制の原理原則に則した行政運営を強く要望する次第です。

討論者 五味 高明



監査委員に泉 喜久男氏を同意

西軽井沢在住76歳
3期目で、任期は平成27年6月19日から平成31年6月18日までの4年間

負担軽減のため障害者控除対象の拡大を

今後、認定基準を検討